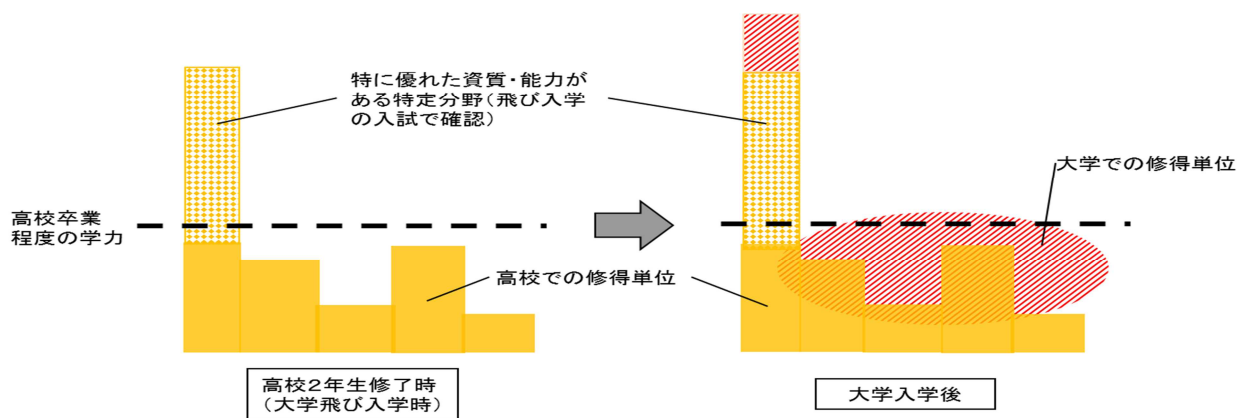


高校早期卒業に関する大臣認定の仕組みについて（イメージ）

教育再生実行会議5次提言

能力や意欲に応じて学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて、高等学校の早期卒業を制度化する

飛び入学者について、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。

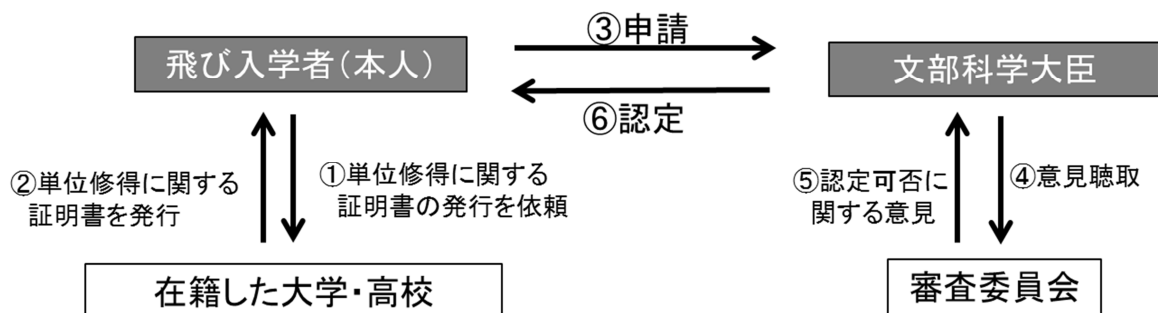


■具体的な審査の流れ

- 大学入学後に飛び入学者本人が文部科学大臣に申請
- 審査委員会（高校、大学関係者を含む）を設け、以下の基準に基づき審査。

（審査基準）

- ・高校で50単位以上を修得していること（高校2年間で修得できる単位の目安）
 - ・大学で16単位以上を修得していること
 - ・取得した単位の分野が著しく偏っていないこと
- 審査委員会の意見を踏まえ、文部科学大臣が認定。



■認定の効果

通常の高校卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られる

（各種の資格試験の受験資格や大学の一般的な入学資格、「高等学校卒業程度特別認定者（仮称）」の称号等）